

令和 9 年度障害福祉サービス等 報酬改定に関する意見等

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

代 表 理 事 富岡 貴生

政策委員長 野崎 陽弘

1. 設立年月日 平成21年6月23日

2. 活動目的および主な活動内容

当協会は、障害者総合支援法に基づく相談支援専門員が、障害者の地域生活を支援する目的で、障害者ケアマネジメントを基本とした中立、公平な相談支援活動を実践するとともに、自らの資質の向上に努めることをもって、障害者の自立した生活支援に資することを目的として活動している。

【主な活動内容】(令和7年度実績)

- 都道府県代表者会議の実施(6月)
- 2025年度全国基幹相談支援センター強化研修会(オンライン配信 約560名)
- 全国相談支援ネットワーク研修大会(受講者 約400名 オンデマンド含む)
- 都道府県相談支援従事者研修へのサポート(講義部分を、e-learning(インターネットを活用した動画配信))
- 地域における相談支援体制強化に資する活動(障害者地域生活支援体制整備事業における全国ブロック研修に講師を派遣)
- ブロック研修(東海・北陸 受講者197名)(中国 同113名)(北海道・東北 同53名)(九州・沖縄 同614名)(関東・甲信越 同104名)
- 災害時における被災地支援リーダー養成研修(試行事業)(受講者50名)
- 「報酬改定後の実態調査(効果と課題の把握)」の実施(回答:717事業所)[政策委員会]
- 「相談支援専門員の行動指針(NSK)」の見直し
- 厚生労働省社会保障審議会障害者部会委員・障害児部会委員
- 厚生労働科学研究
「サービス等利用計画の策定過程における相談支援専門員の思考や判断等の可視化及びアセスメント項目等の標準化のための研究」「地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究」 他
- 障害者総合福祉推進事業
「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」「障害者への意思決定支援・権利擁護の在り方の検討に資する調査研究」「精神科病院等における精神保健福祉士の役割と支援の在り方の検討に資する調査研究」 他
- その他
災害ケースマネジメント全国協議会、障害者政策委員、障害年金審査委員会 他

3. 会員数等 団体会員43団体(43都道府県) (2026年3月31日現在)

基本方針

必要とするすべての
障害児者に、質の高
いケアマネジメントを
届ける。

のぞまないセルフプランの解消を、相談支援の量の確保と質の担保を一体で進める。

本提言は、単なる増額要望ではなく、制度の持続可能性、人材確保・育成、業務負担軽減、支援の質、地域の提供体制を踏まえた、現場実態に基づく課題分析と対処方策である。

また、日本相談支援専門員協会は、政策提案するとともに、職能団体として、専門性向上、人材育成、業務の標準化・効率化、支援の質の向上に主体的に取り組む。

ビジョン

住む地域にかかわらず、
本人の「生活」を起点と
した質の高い相談支援
を、継続的に受けられ
る社会へ。

相談支援を、サービス利用の調整にとどまらず、本人の意思決定、権利擁護、地域生活の継続を支える中核的な社会基盤として確立する。

あわせて、基本報酬を基盤とする安定運営を支える報酬体系と体制を整備し、中立性・継続性を確保しながら、質と量の課題解決を図る。

これにより、5年後、10年後、20年後も、障害児者が住む地域にかかわらず、必要なケアマネジメントを受け、安心して地域で暮らし続けられる社会を目指す。

1

質と量の課題に
横断的に影響を及
ぼす課題と対策

- 1-1 協働型推進加算の創設【視点 3、5】
- 1-2 機能強化型Ⅰの上位類型の創設【視点 1、5】
- 1-3 機能強化型Ⅰ・Ⅱにおける24時間連絡体制の要件の明確化【視点 4、5】
- 1-4 モニタリング時の訪問のあり方・要件の見直し【視点 1、2、5】
- 1-5 障害児相談支援の強化
 - ・障害児相談支援コーディネーターの配置【視点 4】
 - ・児童発達支援センターの相談支援体制整備への参画【視点 4】
- 1-6 AIを活用したケアマネジメント研究とガイドラインの整備【視点 1、2、5】

2

質的課題への
アプローチ

- 2-1 地域生活支援拠点等機能強化加算の拡充と要件の追加【視点 3、6】
- 2-2 地域定着支援の推進【視点 6】
- 2-3 サービス提供モニタリング加算の拡充【視点 5】
- 2-4 触法ケース対応加算の創設【視点 6】
- 2-5 精神障害者支援体制加算Ⅰの要件緩和【視点 3、4】
- 2-6 地域移行支援対象者の拡大【視点 4、6】
- 2-7 インフォーマル資源活用の推進【視点 1、6】

3

量的課題への
アプローチ

- 3-1 包括報酬型の導入(都市部と地方部の実情を踏まえた見直し)【視点 1、4】
- 3-2 物価高騰・処遇改善への対応強化【視点 2、3】

1. 質と量の課題に横断的に影響を及ぼす課題と対策

1-1 協働型推進加算の創設

視点 3・5

課題

複数の相談支援事業所による協働体制(協働型)は、地域における相談支援体制の強化や人材育成の推進に資する仕組みである。しかし、現行制度では、機能強化型Ⅰを算定する事業所が協働型を導入しても追加的な評価が設けられていないため、協働型を推進する制度的な後押しが限定的となっている。そのため、協働型の普及が十分に進まず、地域全体の相談支援体制の強化につながりにくい状況がある。

(参考資料 ①②)

対処
方策

事務局機能加算(100 単位/月) [創設]

- ✓ 協働型の事務局機能を担う事業所を評価
- ✓ 協働型の要件において機能強化型Ⅳを適用対象外とし、事業所の規模拡大や機能強化型Ⅲ以上への移行を促進する。

効果

- ・ 協働による相互支援や人材育成が促進され、地域における相談支援の質の向上につながる。
- ・ 地域の相談支援体制整備を担う事業所の取組が促進され、事業所間の連携強化や地域全体の相談支援体制の底上げが図られる。
- ・ 地域における相談支援事業所の安定的な運営と体制整備が進み、のぞまないセルフプランの解消に寄与する。

全国調査 (n=717) では、



全体に占める割合 200 / 717 **27.9%** 全体でも **約3割** のニーズ

機能強化型Ⅰ全体に占める割合 95 / 185 **51.4%** 関係事業所では **過半数**

協働型未算定の機能強化型Ⅰに占める割合 61 / 110 **55.5%** 協働型推進の対象層で **特に高い**

出典：日本相談支援専門員協会「報酬改定後の実態調査(効果と課題の把握)」

I. 質と量の課題に横断的に影響を及ぼす課題と対策

1-2 機能強化型 I の上位類型の創設

視点 1・5

課題

現行の機能強化型 I は4名以上の配置を評価しているが、5名以上の体制強化を評価する仕組みがない。そのため、事業所が更なる人員配置や組織規模の拡大に取り組む動機づけが乏しく、人材育成や組織的なケアマネジメント体制の強化、受入体制の拡充が進みにくい状況にある。

対処
方策

機能強化型(S) [創設]

常勤換算5名以上を評価する上位類型を設け、基本報酬を上乗せして評価する。

効果

- ・ 5名以上の体制整備が促進され、相談支援専門員の確保・定着と組織的な人材育成につながる。
- ・ 受入体制の拡充により、相談支援を必要とする人が利用しやすくなり、のぞまないセルフプランの解消に寄与する。
- ・ 既存事業所の規模拡大を促進することで、効率的に相談支援の提供体制を強化し、地域の受入れ不足の解消につながる。

1-3 機能強化型 I・II における24時間連絡体制の要件の明確化

視点 4・5

課題

機能強化型の算定は、相談支援の量的拡充と質の向上を図る上で重要な施策であるが、「24時間連絡体制の確保」は算定を阻害する大きな要因となっている。
(参考資料 ③)

対処
方策

制度を緩和するのではなく、24時間連絡体制の役割や運用を明確化し、実効性のある体制整備を促進する。

- ✓ 「24時間連絡体制」の対応範囲や運用方法を通知・Q&A等で明確化する。
- ✓ 地域定着支援や地域生活支援拠点等との役割分担を整理し、相談支援事業所が担う役割を明確化する。
- ✓ クライシスプラン等をサービス等利用計画に位置付け、平時からの備えを推進する。

効果

- ・ 機能強化型の算定を阻害する制度運用上の不明確さが解消され、相談支援の提供体制の強化につながる。
- ・ 利用者が必要な相談支援を受けられる体制の充実と、のぞまないセルフプランの解消につながる。
- ・ 緊急時対応の実効性が高まり、利用者や家族が地域で安心して暮らせる体制の強化につながる。

1. 質と量の課題に横断的に影響を及ぼす課題と対策

1-4 モニタリング時の訪問のあり方・要件の見直し

視点 1・2・5

課題

居宅等への訪問によるモニタリングは、利用者の生活状況を直接把握し、支援の質を確保する上で重要である。一方で、就労や日中活動の拡大、保護者の就労、本人の意向等により、居宅等への訪問が実態に合わないケースも生じている。

(参考資料 ④)

対処方策

訪問困難時の対応の明確化

居宅等への訪問が著しく困難な場合は、以下の方法を選択又は組み合わせて実施できることを明確化する。

- ✓ サービス提供事業所での状況確認
- ✓ 関係機関からの情報収集
- ✓ サービス担当者会議等の活用

この場合、居宅等への訪問が困難であった理由、実施した方法、把握した内容並びにその評価及び見直しの内容を記録しなければならないとする。

効果

- ・ 利用者の生活実態に応じた柔軟なモニタリングが可能となり、継続的な状況把握と適切な支援につながる。
- ・ 多様な方法によるモニタリングを可能とすることで、利用者との継続的な関わりが確保され、支援の質の維持・向上につながる。
- ・ 訪問調整に伴う負担が軽減され、人口減少下においても持続可能な相談支援体制の構築につながる。

I. 質と量の課題に横断的に影響を及ぼす課題と対策

1-5 障害児相談支援の強化

視点 4

課題

障害児相談支援では、児童分野の専門性や教育・医療・福祉との連携を担う人材が不足している。実態調査においても、学校との連携(418件)、幼稚園・保育所との連携(260件)、児童発達支援センターとの連携(152件)が課題として挙げられている。このため、障害児相談支援への参入が進まず、「のぞまないセルフプラン」の解消が進んでいない。

(参考資料 ⑤)

対処
方策

① 障害児相談支援コーディネーター(仮称) [創設]

児童発達支援センターとの連携調整や相談支援事業所への専門的助言・後方支援を通じて、障害児相談支援の質の向上と担い手の確保を図り、「のぞまないセルフプラン」の解消につなげる。基幹相談支援センターへの配置を推奨。

② 児童発達支援センターの相談支援体制整備への参画

児童発達支援センターを地域の障害児相談支援体制整備の構成主体として明確に位置づけ、相談支援事業所に対する助言、技術的支援、連携支援を担う役割を法令・指針等に明記する。

効果

- ・ 障害児及び家族が必要な相談支援を受けやすくなる
- ・ 教育・医療・福祉が連携した切れ目のない支援体制が構築される
- ・ 障害児相談支援の質と提供体制が向上し、「のぞまないセルフプラン」の解消につながる

1. 質と量の課題に横断的に影響を及ぼす課題と対策

1-6 AIを活用したケアマネジメント研究とガイドライン整備

視点 1・2・5

課題

AI導入に関する知見や活用指針が十分に整備されておらず、自治体や事業所によって導入状況や活用方法にばらつきが生じている。また、人口減少や人材不足が進む中、限られた人材で質の高い相談支援を継続的に提供していくことが課題となっている。そのため、相談支援におけるAIの適切かつ効果的な活用方法を検証し、活用環境を整備していく必要がある。

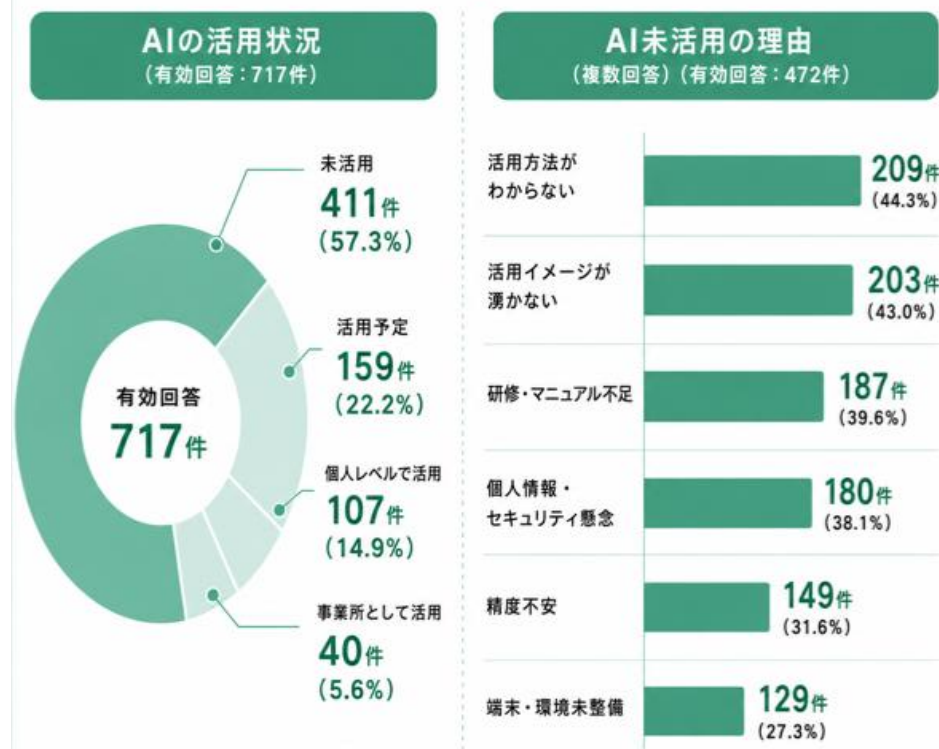
(参考資料 ⑥)

対処方策

- ✓ AIを活用したアセスメント・モニタリング支援等に関する研究を推進
- ✓ AI活用ガイドラインを整備
- ✓ AI活用に関する研修・普及啓発を推進

効果

- ・ 相談支援におけるAIの有効性や課題、適切な活用方法が明らかになる。
- ・ 自治体や事業所ごとの導入状況や活用方法のばらつきの縮小につながる。
- ・ 相談支援におけるAI活用の適切な推進に向けた基盤整備につながる。



出典：日本相談支援専門員協会「報酬改定後の実態調査(効果と課題の把握)」

2. 質的課題へのアプローチ

2-1 地域生活支援拠点等機能強化加算の拡充と要件の追加

視点 3・5

課題

地域生活支援拠点等には、緊急時対応や地域移行・地域定着支援、多機関連携の調整などの中核的な機能が求められている。しかし、現行の評価では、専門人材の配置や運営体制の整備に必要な経費を十分に賄うことができず、機能強化が進みにくい。

(参考資料 ⑧)

対処方策

地域生活支援拠点等機能強化加算

500 単位 → 700 単位 [拡充]

○算定要件の追加

「主任相談支援専門員」「現任研修修了者」のいずれかを要件として追加

効果

- ・ 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置が促進される
- ・ 緊急時の受入れ・対応や関係機関との連携調整機能が強化される
- ・ 地域生活への移行や地域定着を支える体制の充実につながる

地域生活支援拠点等コーディネーター1名配置に必要な経費の試算

1 主任相談支援専門員クラス1名の年間人件費

項目	金額
給与・賞与	5,500,000円
法定福利費(15%)	825,000円
年間人件費合計	6,325,000円

※給与水準は、厚生労働省「令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果」における主任相談支援専門員の平均給与月額(342,582円)を参考に算出。

2 事業運営に必要な総経費

相談支援事業所の人件費率を75%と仮定し、事務費・管理費等を含めた必要経費を算出。

計算式	6,325,000円 ÷ 0.75 = 8,433,333円		
	年間人件費合計 (①より)	人件費率 75% (仮定)	必要経費(年間)

※人件費率75%は「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果」を参考。

年間必要経費： 約843万円

3 現行報酬との比較

内容	年間収入
現行(500単位)	約600万円
提案(700単位)	約840万円

※100回/月の算定を想定
※地域区分は考慮せず試算

2. 質的課題へのアプローチ

2-2 地域定着支援の推進

視点 6

課題

地域定着支援は地域移行後の生活を支える重要なサービスであるが、現行の報酬体系では24時間対応や緊急時支援を含む継続的な支援が十分に評価されていない。そのため、事業所の参入が進まず、地域によっては支援体制の確保が困難となっている。
(参考資料 ⑦)

対処
方策

体制確保費 315 単位 → 400 単位 [拡充]

効果

- ・ 地域定着支援の提供体制が充実し、必要な人が支援を受けやすくなる。
- ・ 緊急時や生活上の不安に対する相談・支援体制が強化される。
- ・ 利用者が地域で安心して暮らし続けられる環境の充実につながる。

2-3 サービス提供時モニタリング加算の拡充【視点 5】

視点 5

課題

サービス等利用計画と個別支援計画の整合性を確保するためには、サービス提供事業所における支援状況の直接確認が重要である。一方で、事業所訪問に伴う時間的・人的負担に対する評価が十分とはいえず、実施を促進する仕組みが必要である。

対処
方策

サービス提供時モニタリング加算 100 単位 → 200 単位 [拡充]

効果

- ・ サービス等利用計画と個別支援計画の整合性が高まり、利用者のニーズに応じた支援が提供される。
- ・ サービス提供現場の状況把握が進み、支援の質の向上につながる。
- ・ 不適切支援や虐待の早期発見・早期対応が促進され、利用者の権利擁護が強化される。

2. 質的課題へのアプローチ

2-4 触法ケース対応加算の創設

視点 6

課題

触法・累犯障害者等への支援では、保護観察所、地域生活定着支援センター、医療機関等との継続的な連携やリスクマネジメントを伴う支援が求められる。

一方、共同生活援助等の障害福祉サービスにおいては、「地域生活移行個別支援特別加算」や「社会生活支援特別加算」により評価されているが、その前提となるサービス等利用計画の作成やモニタリングを担う計画相談支援には相応の評価がない。

対処方策

触法等支援加算 500 単位／回 [創設]

【算定方法】

サービス等利用計画の作成・再作成時およびモニタリング実施時に算定。

対象者は、「地域生活移行個別支援特別加算」又は「社会生活支援特別加算」を算定している利用者。算定期間は地域生活移行後一定期間(例:3年間)。

効果

- ・ 触法等支援対象者が必要な計画相談支援を受けやすくなる。
- ・ 多機関連携による切れ目のない支援の提供につながる。
- ・ 地域生活への円滑な移行と定着の促進につながる。

2. 質的課題へのアプローチ

2-5 精神障害者支援体制加算Ⅰの要件緩和

視点 3・4

課題

現行要件では、連携先となる医療機関や訪問看護事業所に特定加算の算定を求めているため、地域によっては要件を満たす連携先が少なく、実際に連携体制を整備していても加算を算定できない場合がある。
その結果、地域の医療資源の状況によって算定可否が左右され、不合理な地域格差が生じている。

対処
方策

- ✓ 医療機関又は訪問看護事業所に求める特定加算の算定要件を廃止する。
- ✓ または「精神科医療機関又は訪問看護事業所との継続的な連携体制の確保」などの実態要件へ見直す。

効果

- ・ 地域の医療資源の状況に左右されない公平な算定環境の確保につながる。
- ・ 医療機関や訪問看護事業所との連携が促進され、精神障害者の地域生活を支える支援体制の充実につながる。

2-6 地域移行支援対象者の拡大(障害児)

視点 4・6

課題

障害児入所施設に入所する児童の地域生活への移行については制度上明確に位置付けられていない。
そのため、地域生活への移行を見据えた計画的な支援や、家族再統合に向けた家族支援が十分に制度化されておらず、支援の実施は個々の事業所の取組に委ねられている。

対処
方策

- ✓ 地域移行支援の対象に、障害児入所施設から地域生活への移行を位置付ける。
- ✓ 児童発達支援センター、学校、医療機関、児童相談所等との多機関連携を制度上明確化する。

効果

- ・ 早期から地域生活への移行を見据えた支援が可能となり、地域や家庭の中で成長する機会の確保につながる。
- ・ 教育・医療・福祉等の連携が促進され、地域生活への円滑な移行・定着や長期入所の予防につながる。

2. 質的課題へのアプローチ

2-7 インフォーマル資源活用の推進

視点 1・6

課題

相談支援専門員の業務過多や地域資源の把握不足等により、家族、地域住民、ボランティア等のインフォーマル資源がサービス等利用計画に十分反映されていない。その結果、公的サービスに偏った計画となりやすく、利用者の地域生活を支える多様なつながりが十分に活用されていない。

(参考資料 ⑨)

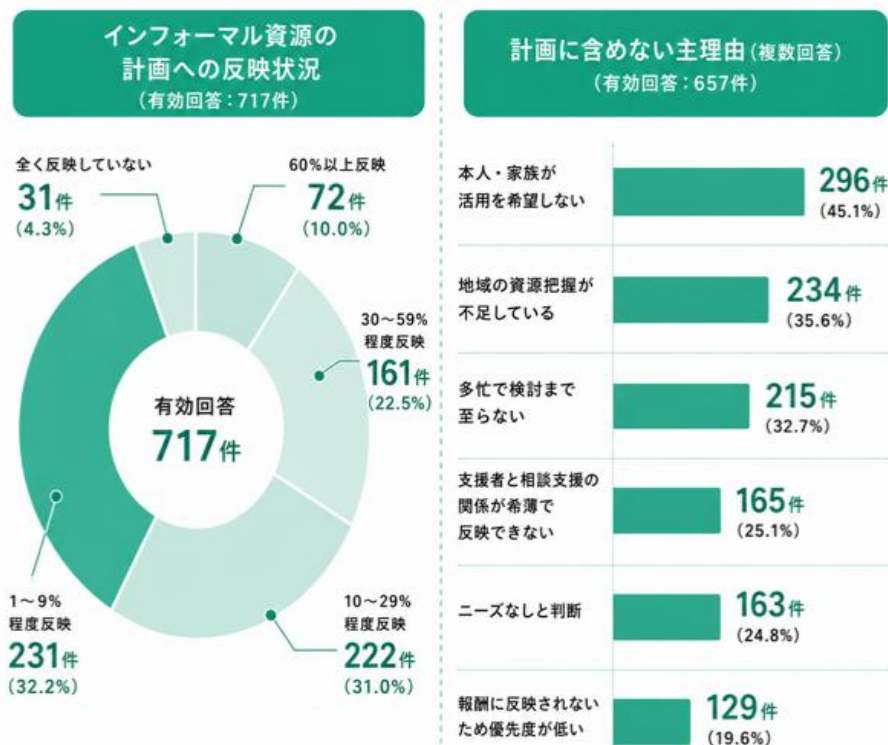
対処方策

- ✓ 週間計画書に、インフォーマル資源の活用により期待される効果を記載することを明確化。
- ✓ 研究事業等により、インフォーマル資源活用の効果や適切な活用方法を検証する。
- ✓ 法定研修(初任・現任)において、インフォーマル資源活用の意義および実践方法を位置付け、体系的に取り扱う。

効果

- ・ 多様な地域資源の活用が促進され、利用者の地域生活の質の向上につながる。
- ・ 公的サービスとインフォーマル資源が相互に補完し合うことで、持続可能な地域支援体制の構築につながる。
- ・ 利用者の社会参加や地域とのつながりが広がり、地域共生社会の実現に寄与する。

インフォーマルな社会資源の活用状況



出典: 日本相談支援専門員協会「報酬改定後の実態調査(効果と課題の把握)」

3. 量的課題へのアプローチ

3-1 包括報酬型の導入(都市部と地方部の実情を踏まえた見直し)

視点 1・4

課題

人口減少地域や中山間地域では、利用者数や事業所数が限られることに加え、移動時間や移動距離が大きく、人材確保も困難である。そのため、加算の積み上げを前提とした現行の報酬体系では、必要な相談支援体制を維持しにくい状況が生じている。都市部と比較して機能強化型等の算定率も低く、地域によって相談支援体制に差が生じている。

(参考資料 ⑩)

対応方策

✓ 標準的な報酬体系に加え、包括報酬型(選択制)を導入する。

✓ 包括報酬型は、複数の加算項目を基本報酬に包含した定額報酬とする。

効果

- ・ 地域の実情に応じた持続可能な相談支援体制の構築が促進される。
- ・ 都市部・地方部の地域間格差の是正につながる。
- ・ 利用者が住む地域にかかわらず、質の高い相談支援を継続的に受けられる体制の確保に資する。

(1) 分析結果の概要

大都市圏
(人口50万人以上)

機能強化型
算定あり

約6割

- ✓ 機能強化型を算定している事業所が約6割に達している。
- ✓ 特に「Ⅰ型」や「協働型」の算定割合が高かった。
- ✓ 比較的人的資源や連携の機会が確保しやすい都市部の状況が影響していると考えられる。

小規模自治体
(人口2万人未満)

機能強化型
なしが

過半数

- ✓ 「機能強化型なし」が過半数を占めている。
- ✓ 「Ⅲ・Ⅳ型」や「協働型」の算定率も低水準にとどまった。
- ✓ 地域ごとの人員体制や連携の場づくりの状況などが、算定に影響していることを示している。

(2) 主な自由記述の傾向

大都市圏

「連携先が豊富で要件を満たしやすい」との声が寄せられた。

小規模自治体

「人員の確保が難しく要件に対応しづらい」といった意見が多くみられた。

総括

算定状況には地域の体制や資源の違いが反映されており、各地域の実情を踏まえた支援が必要であることがうかがえた。

3. 量的課題へのアプローチ

3-2 物価高騰・処遇改善への対応強化

視点 2・3

課題

計画相談支援・障害児相談支援は、小規模事業所が多く、人件費率も高いことから、物価上昇や最低賃金の引上げ等の影響を受けやすい構造となっている。また、利用者宅への訪問や関係機関との連携に伴う燃料費や通信費等の負担も増加している。令和8年6月から処遇改善加算の対象となり、相談支援専門員の処遇改善に向けた大きな前進が図られたが、人材確保・定着や持続可能な相談支援体制の構築に向けては、引き続き物価高騰への対応と処遇改善の充実が必要である。(参考資料 ⑪)

対処
方策

- ✓ 物価上昇や賃金動向を踏まえ、基本報酬を含めた適切な報酬水準を確保する。
- ✓ 処遇改善加算の効果を検証し、相談支援専門員の継続的かつ安定的な処遇改善を推進する。
- ✓ 燃料費や通信費等の上昇に対応できるよう、継続的かつ機動的な財政支援を行う。

効果

- ・ 相談支援専門員の確保・定着が進み、地域における相談支援体制の維持・強化につながる。
- ・ 相談支援事業所の経営基盤が安定し、継続的なサービス提供が可能となる。
- ・ 相談支援を必要とする障害児者が、継続的に質の高い相談支援を受けられる。

① 事業規模と人員体制



多くの事業所が1人～少人数で運営されています。
このような小規模な運営体制では、物価上昇や人件費増加といったコスト増に対する対応余力が小さく、事業所単独での吸収には限界があります。

(出典：厚生労働省「令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果」)

③ 高い人件費率



全サービス平均(66.4%)と比較しても高水準にあります。

このため、**賃上げが直接的に経営を圧迫する構造**となっており、人材確保のための**処遇改善と経営維持の両立が難しい状況**にあります。

(出典：厚生労働省「令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果」)

日本相談支援専門員協会の主体的な取組

日本相談支援専門員協会は、制度改善を提言するだけでなく、職能団体として自ら果たすべき責任を踏まえ、**相談支援の量的拡充と質の向上を両輪で推進**するための取組を主体的に進める。

以下に示す取組は、本提言の実現に向けて特に重点的に推進する事項である。

1

適正な相談支援の運用の推進

【視点 1、5】

NSKの取組

- NSKが作成した「適正ガイド」の普及・活用を促進
- 各種研修や普及啓発活動を通じて、適正な相談支援の運用を推進

2

経営マネジメントの強化

【視点 1、2、3、5】

NSKの取組

(参考資料 ⑫)

- 管理者や主任相談支援専門員を対象にした経営マネジメント研修を整備
- NSKによる「認定管理者制度(仮)」の創設を検討

3

複数の相談支援事業所による協働体制の推進

【視点 3、5】

NSKの取組

(参考資料 ①)

- 協働型の推進に向けた好事例の収集・発信
- 研修等を通じた手引きの活用促進
- 地域の実情に応じた導入・定着支援

4

相談支援の魅力発信

【視点 2】

NSKの取組

- 相談支援専門員の魅力や社会的意義をHPや研修などを通じて積極的に発信
- 新たな呼称の活用等について検討

参考資料

「報酬改定後の実態調査（効果と課題の把握）」報告書

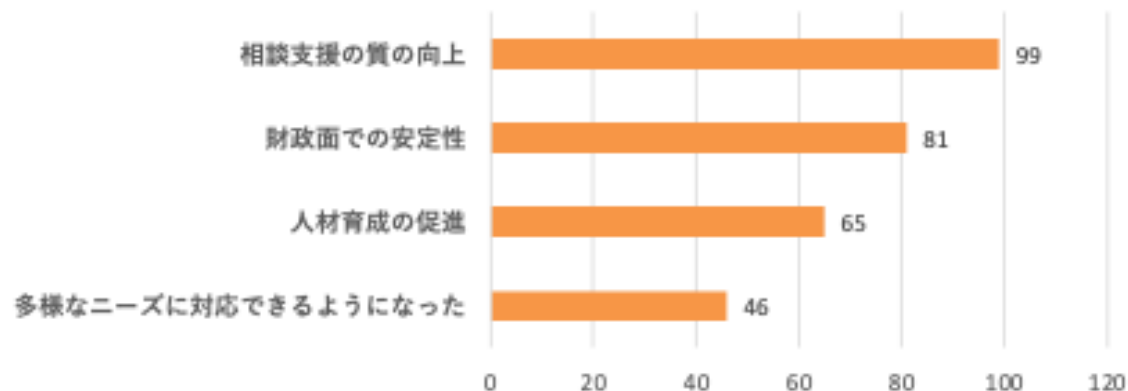
（令和7年10月発行）

<https://nsk2009.org/?p=2219>

調査概要

- **調査実施：** 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 政策委員会
- **調査対象：** 全国の指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所
- **有効回答：** 717 事業所

協働型の活用による効果（複数回答）（n=111）

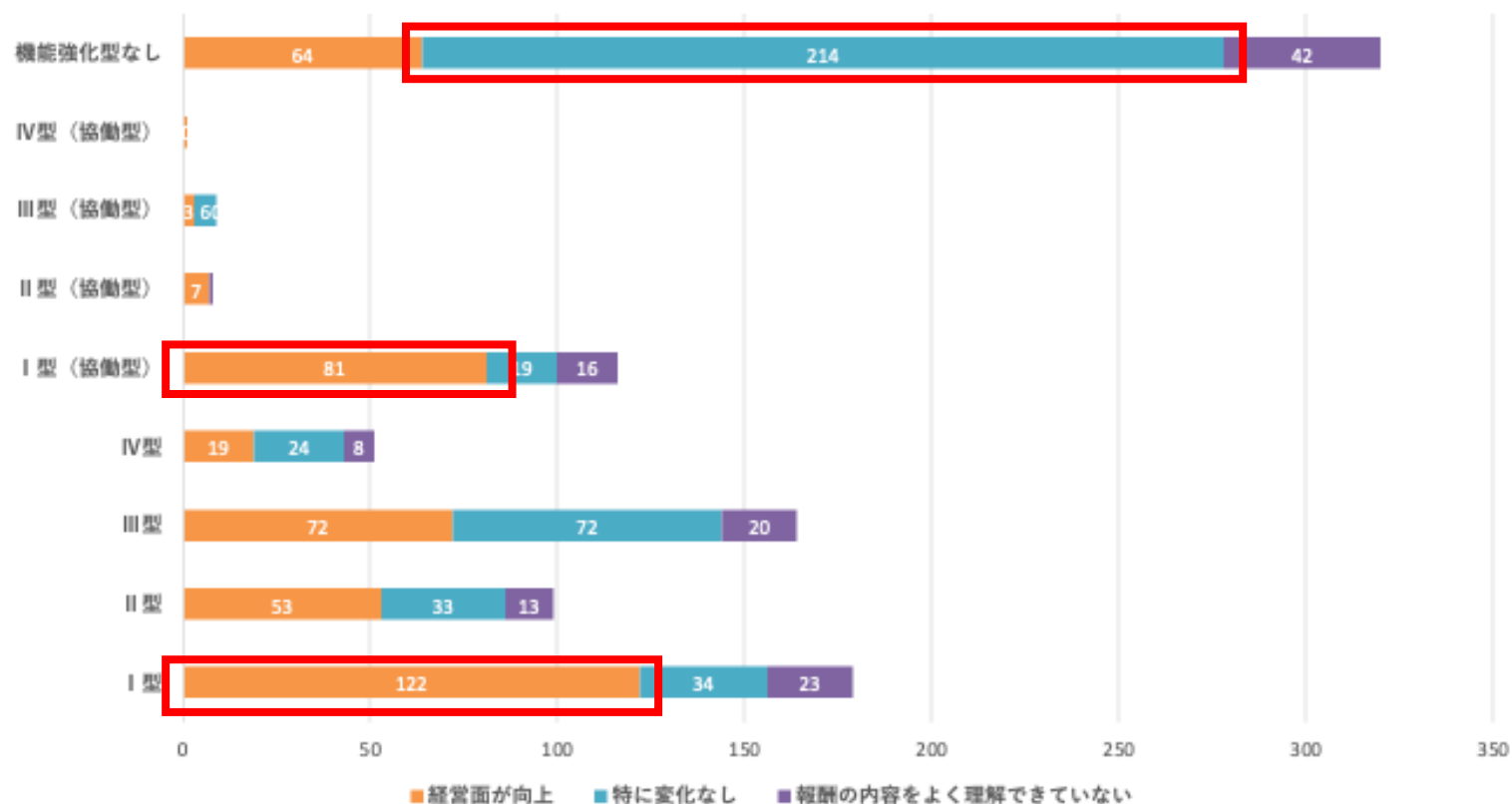


協働型を推進するために必要だと感じる施策（複数回答）（n=717）



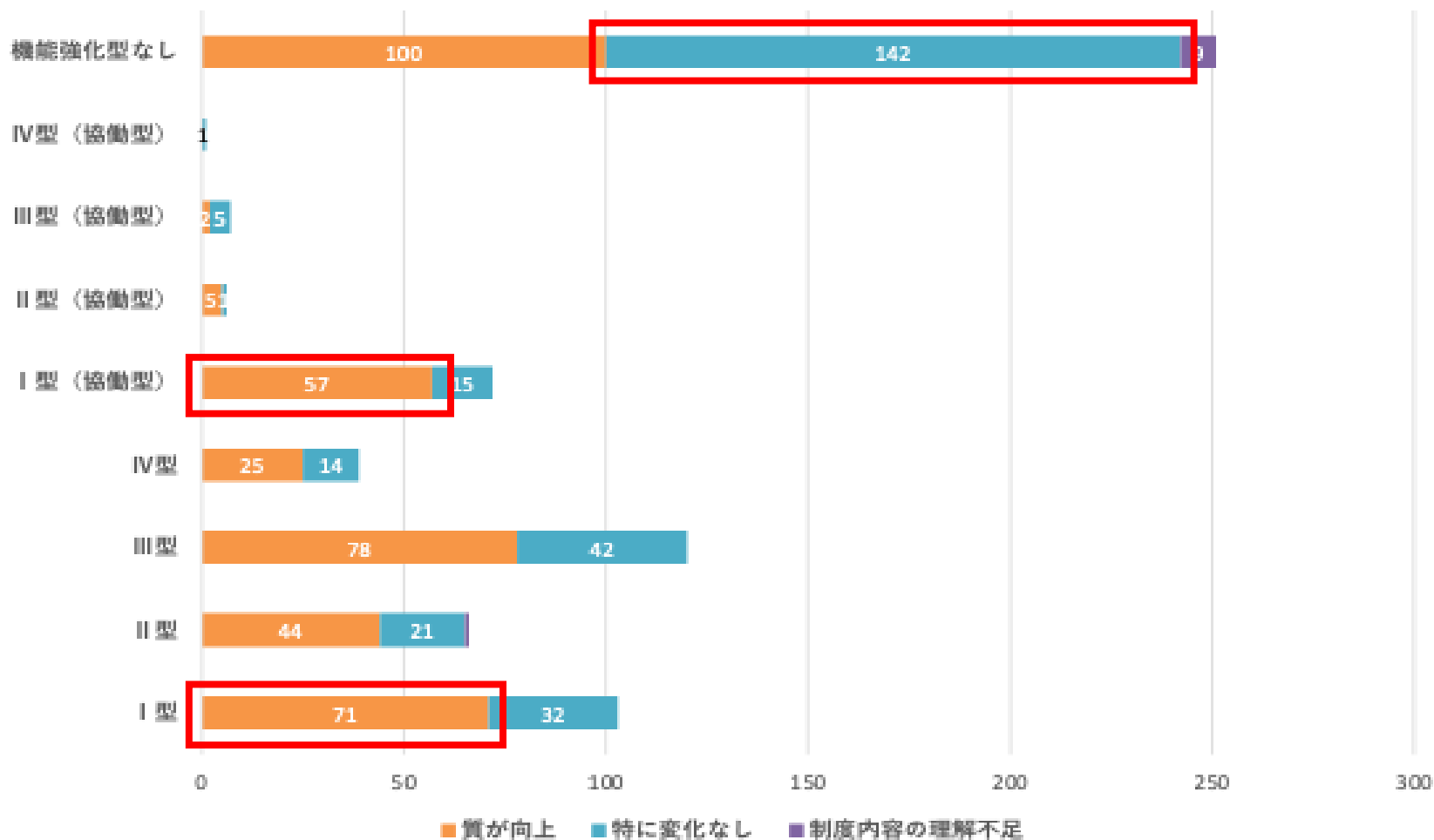
出典 | 日本相談支援専門員協会 政策委員会
「報酬改定後の実態調査（効果と課題の把握）報告書」（令和7年10月）

機能強化型算定区分別にみた経営面の効果



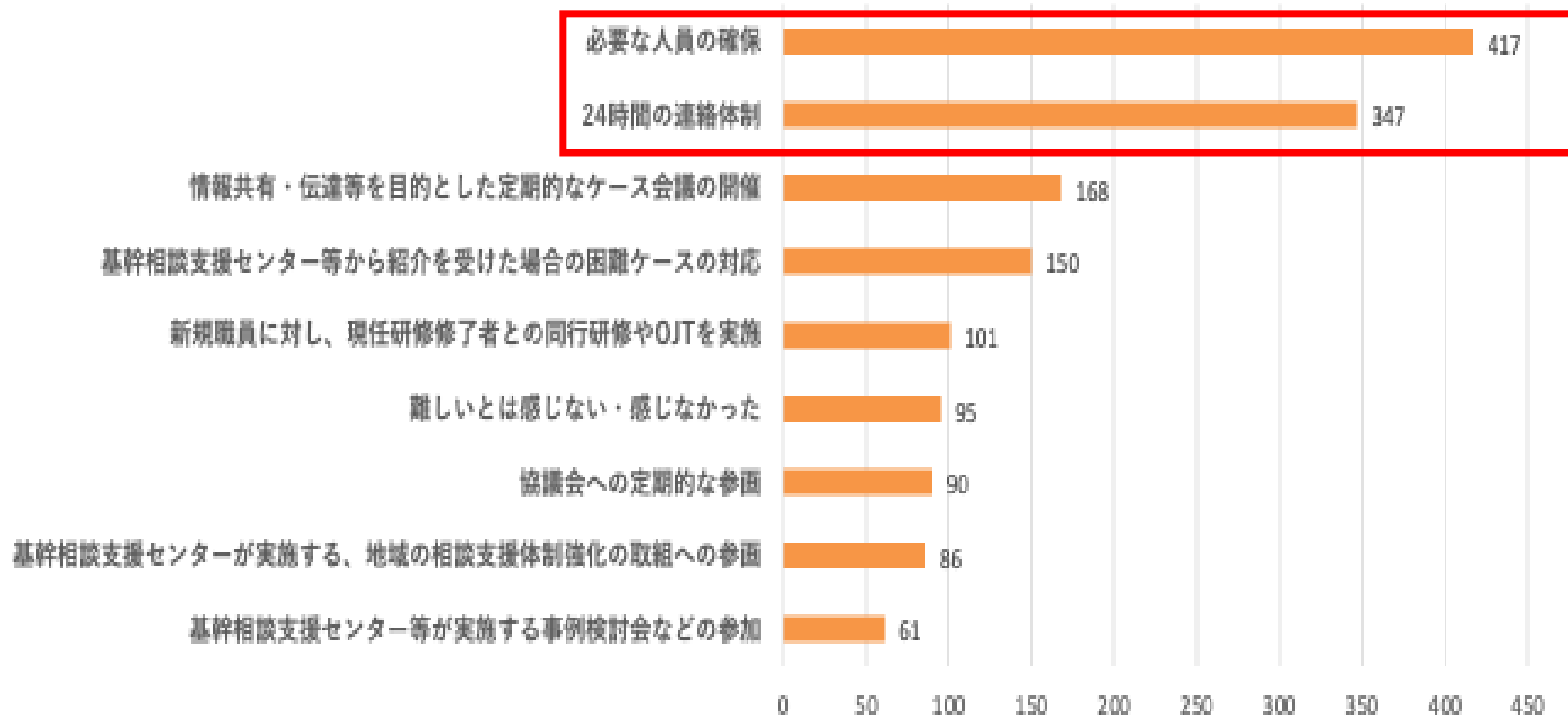
機能強化型を算定していない事業所では、「特に変化なし」との回答が214件（約70%）と多くみられた。また「報酬の内容をよく理解できていない」との回答も42件（約14%）あり、経営改善の効果を十分に実感するまでには至っていない。これに対して、機能強化型を算定している事業所では「経営面が向上した」との回答が多数を占めている。

機能強化型算定区分別にみた支援面の効果



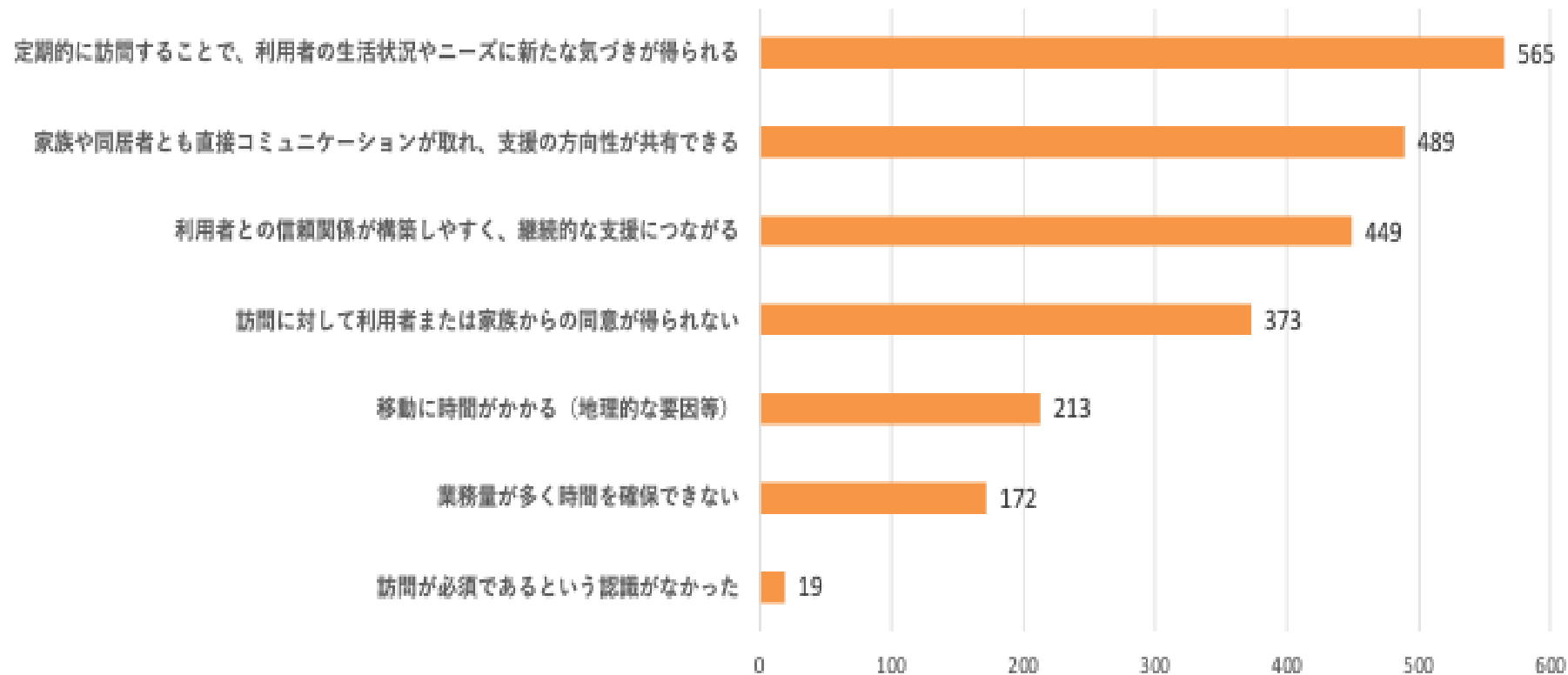
出典 | 日本相談支援専門員協会 政策委員会
「報酬改定後の実態調査（効果と課題の把握）報告書」（令和7年10月）

機能強化型の基本報酬を算定する上で難しいと感じる点（複数回答）（n=717）



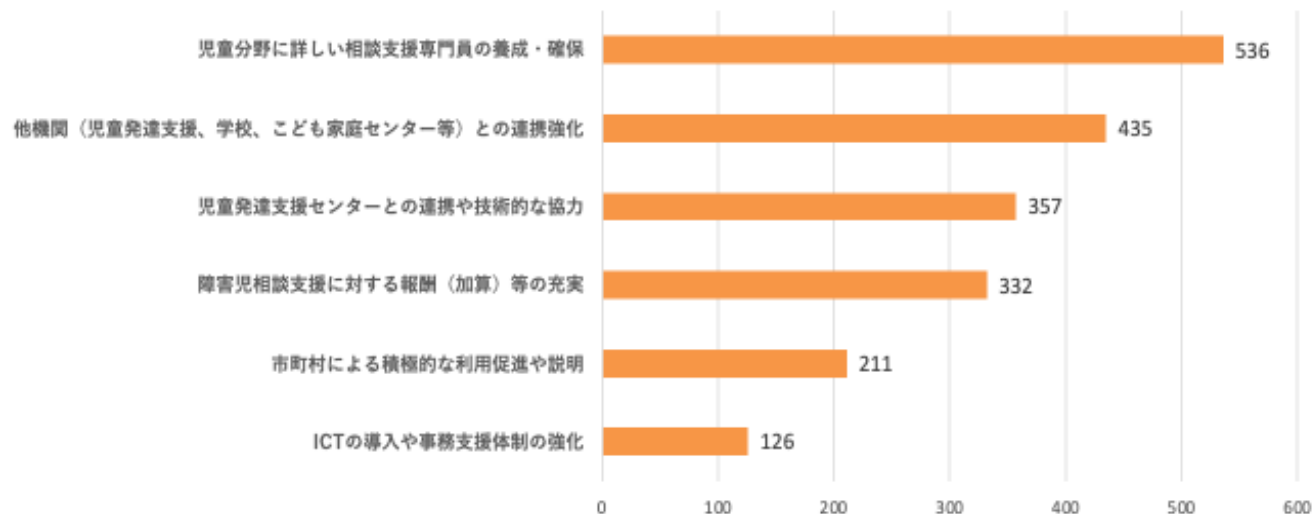
出典 | 日本相談支援専門員協会 政策委員会
「報酬改定後の実態調査（効果と課題の把握）報告書」（令和7年10月）

モニタリング訪問に対する考え（複数回答）（n=717）

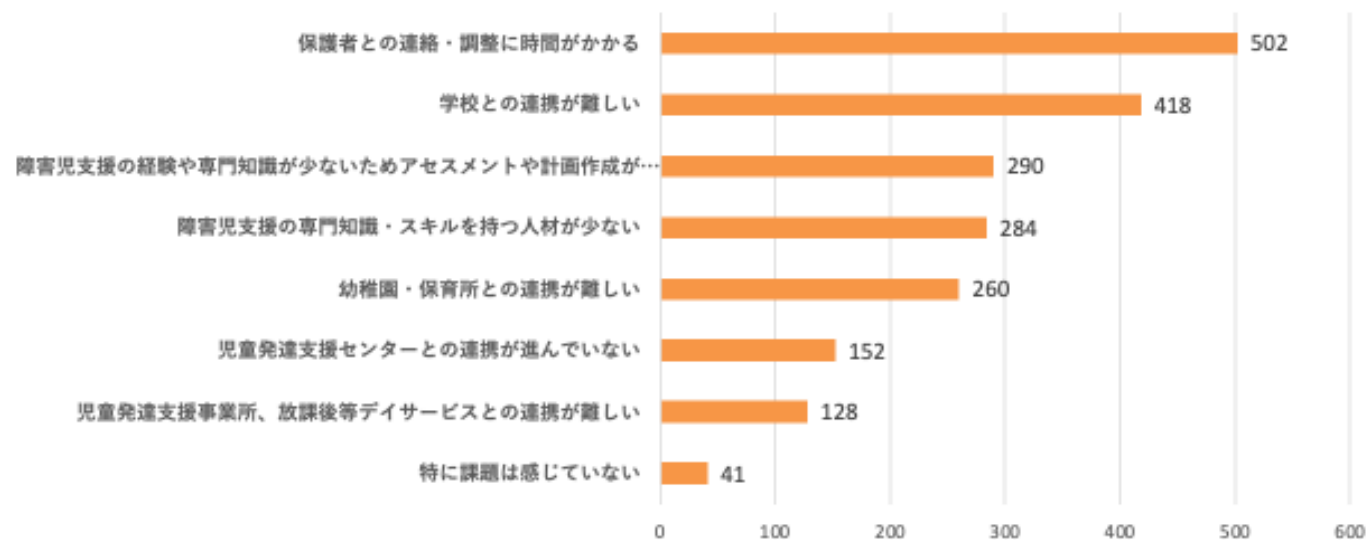


出典 | 日本相談支援専門員協会 政策委員会
「報酬改定後の実態調査（効果と課題の把握）報告書」（令和7年10月）

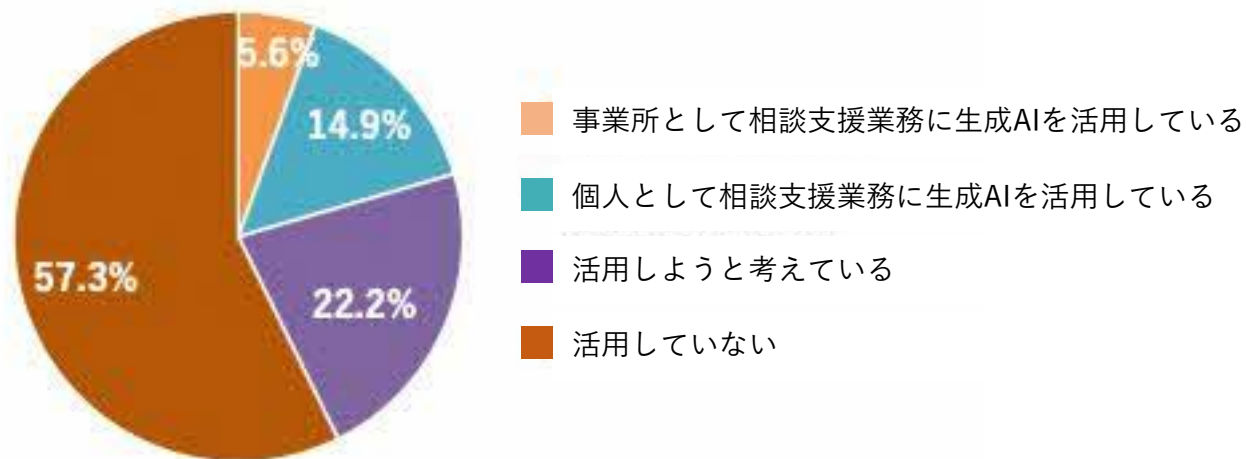
障害児相談支援を推進するために必要なこと（複数回答）（n=717）



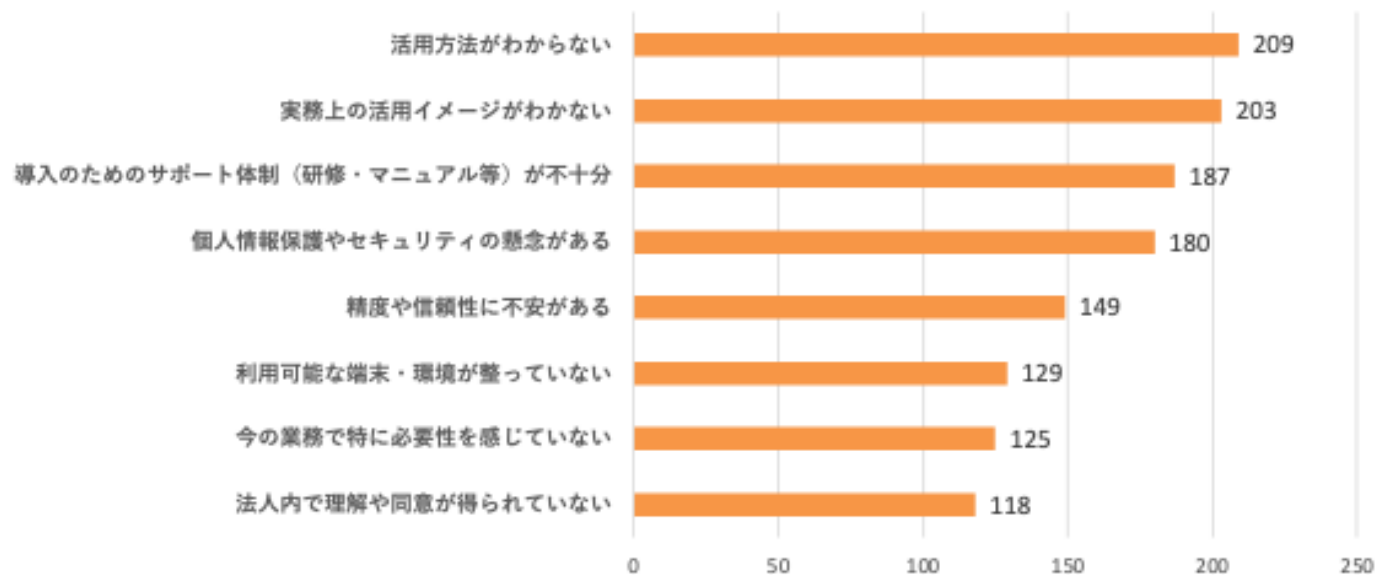
障害児相談支援における課題（複数回答）（n=611）



AI活用状況（n=717）



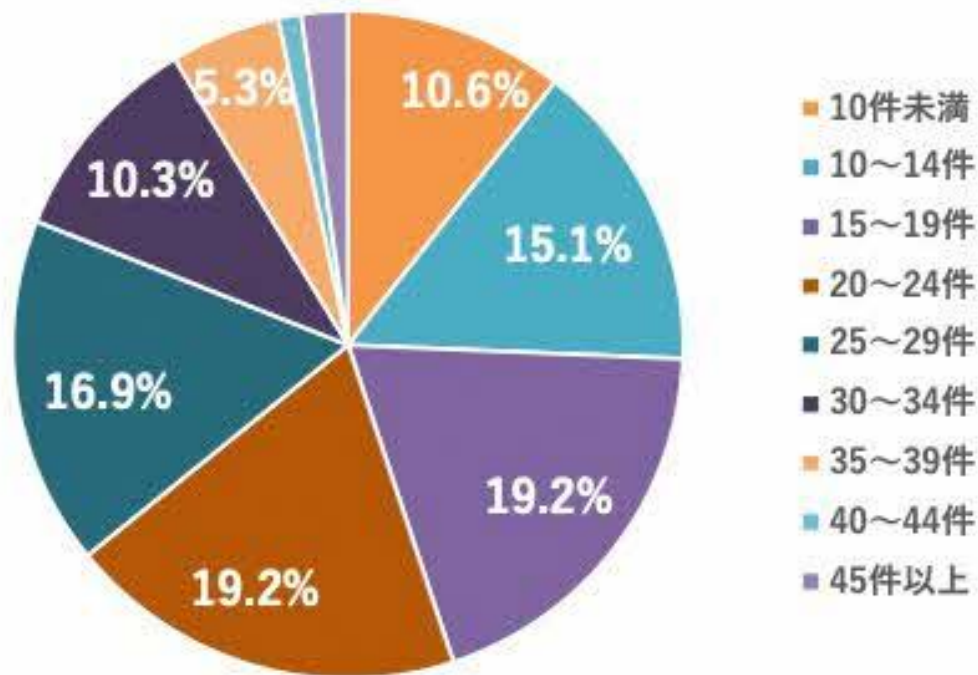
AI未使用の理由（複数回答）（n=472）



相談支援専門員1人あたりの稼働件数（月平均）（n=717）

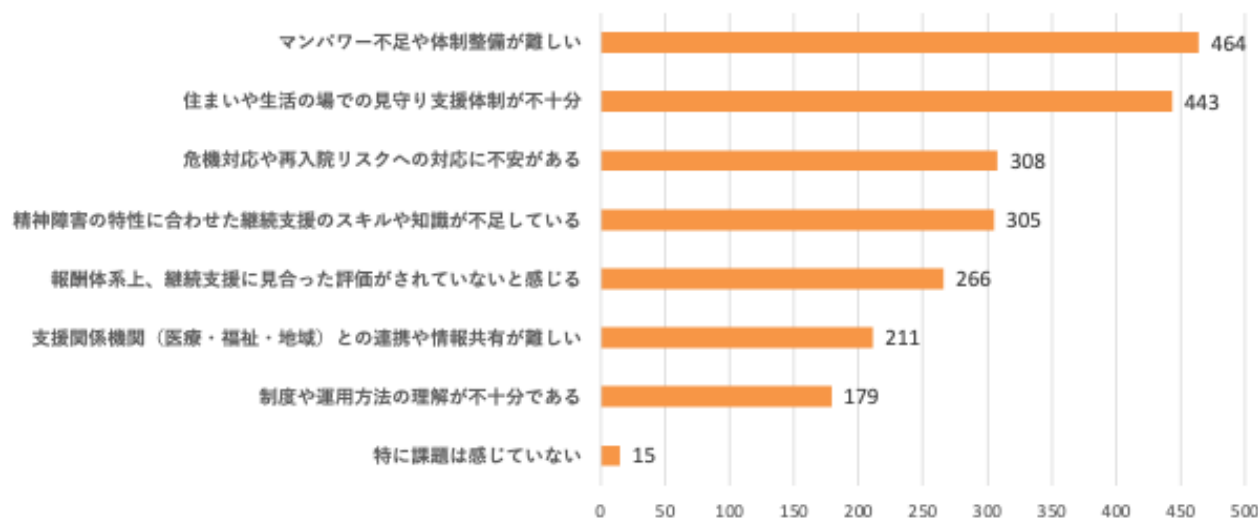
相談支援専門員1人あたりの稼働件数については、「15～19件」「20～24件」がともに138件（19.2%）で最も多かった。次いで「25～29件」121件（16.9%）、「10～14件」108件（15.1%）が続いた。

一方で「40件以上」も24件（3.3%）の回答があった。全体平均は約20件／月であり、制度上の基準を下回る水準となっている。

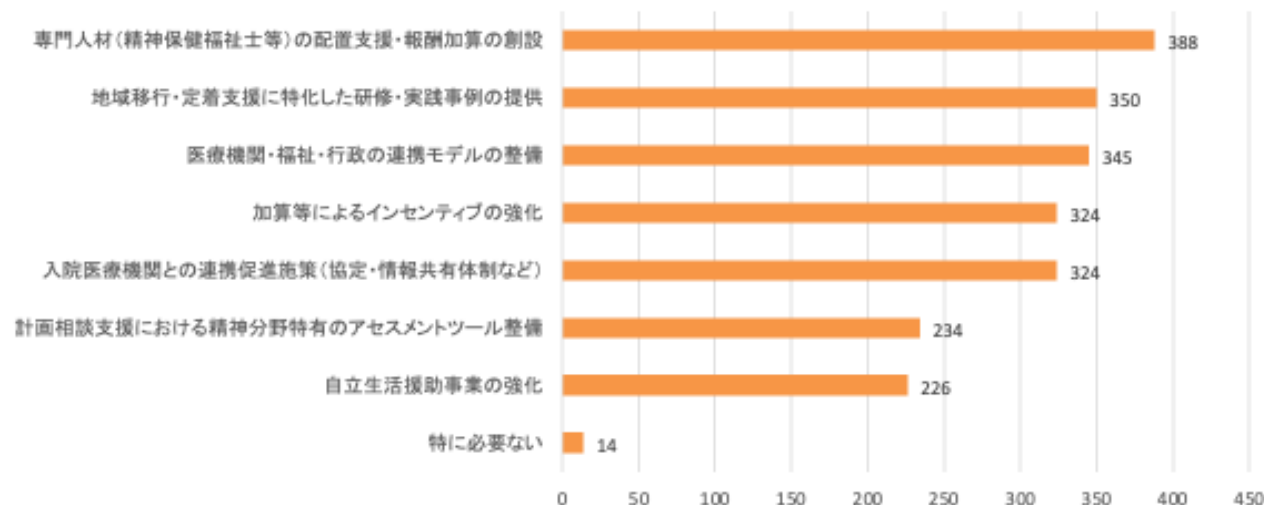


※事業所に所属する常勤専従の方の平均値

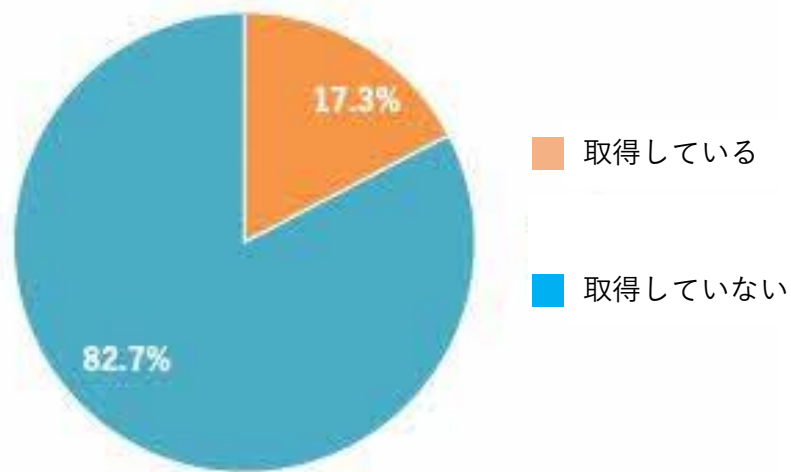
精神障害者の地域定着支援における課題（複数回答）（n=717）



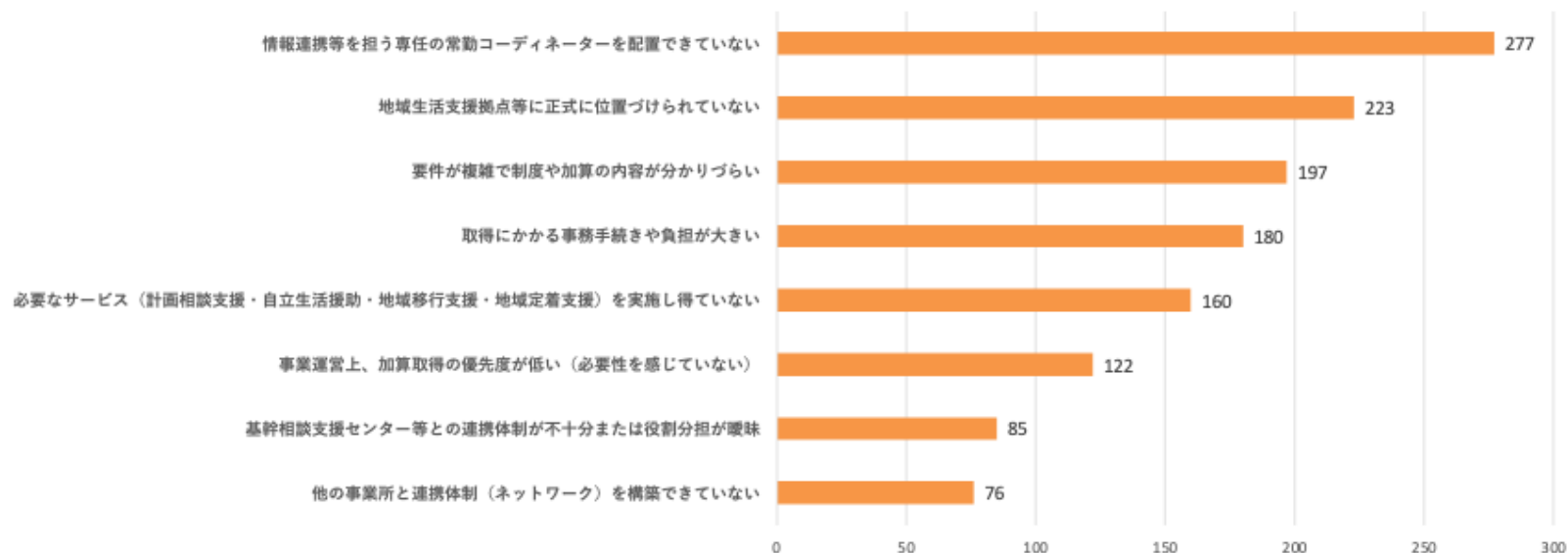
精神障害者の地域移行・定着支援に必要な施策（複数回答）（n=717）



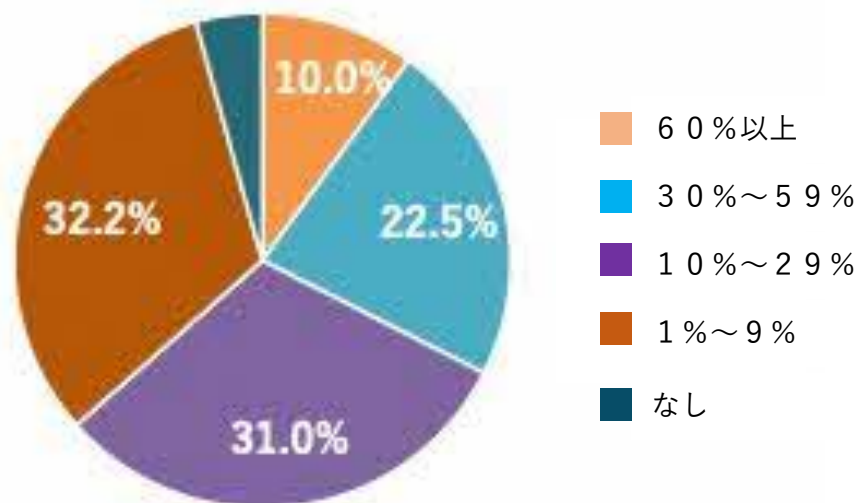
地域生活支援拠点等機能強化加算の取得状況（n=717）



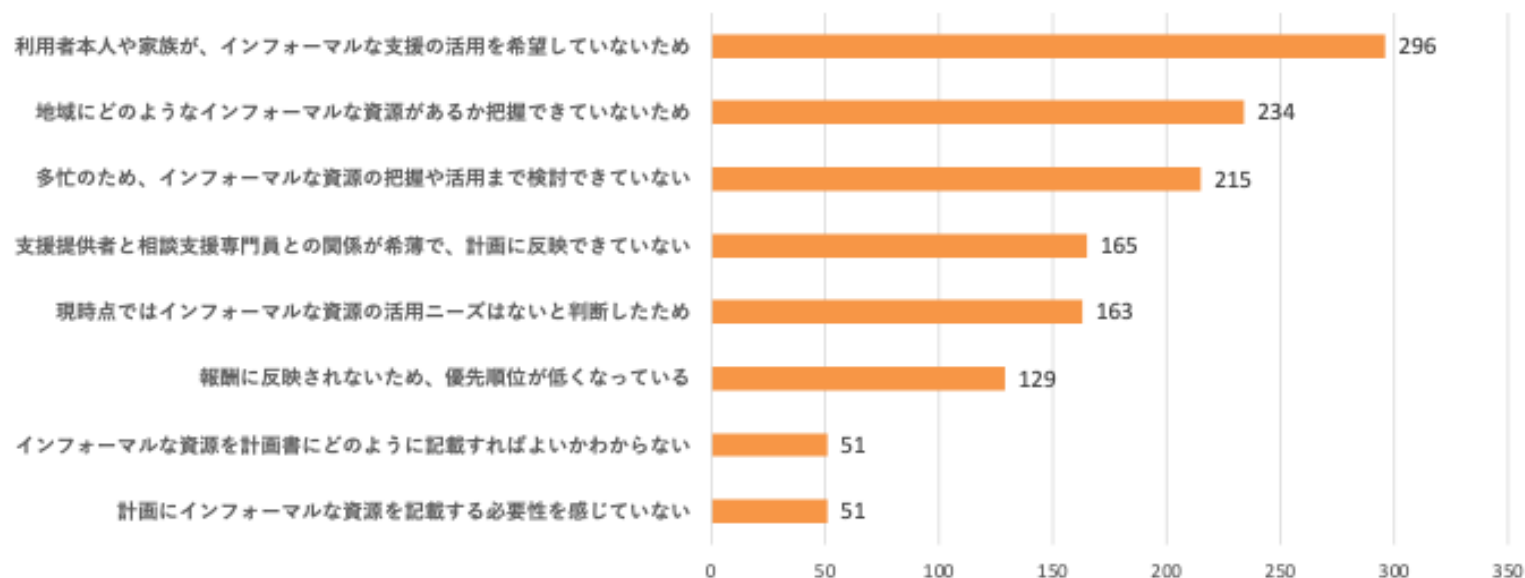
未取得の主な理由（複数回答）（n=584）



インフォーマル資源の計画への反映割合（n=717）



計画に含めない（記載しない）理由（複数回答）（n=657）



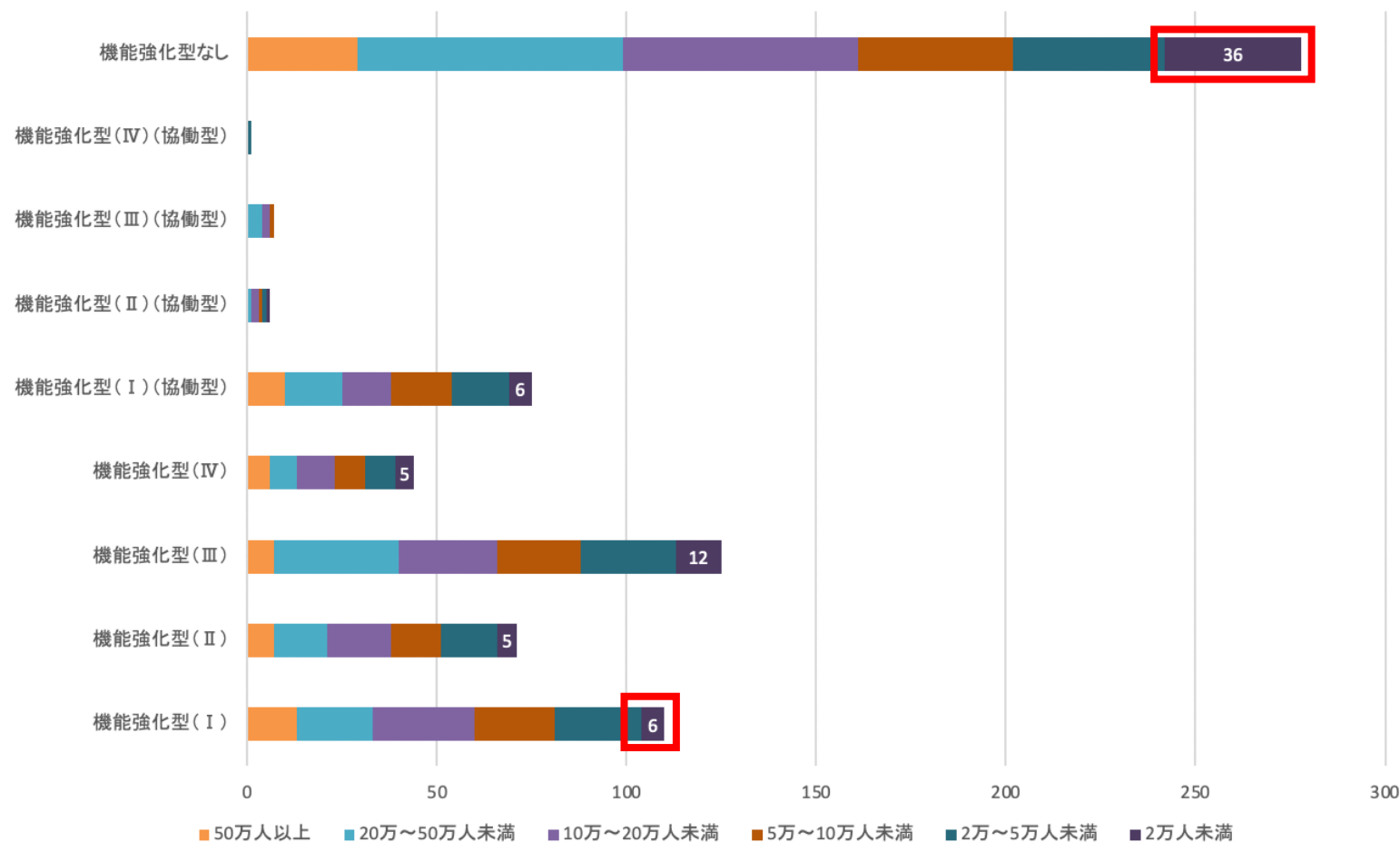
人口規模別にみた機能強化型算定状況 (n=717)

(1) 分析結果の概要

大都市圏(人口50万人以上)では、機能強化型を算定している事業所が約6割に達しており、特に「Ⅰ型」や「協働型」の算定割合が高かった。一方、人口2万人未満の小規模自治体では「機能強化型なし」が過半数を占め、Ⅲ・Ⅳ型や協働型の算定率も低水準にとどまった。

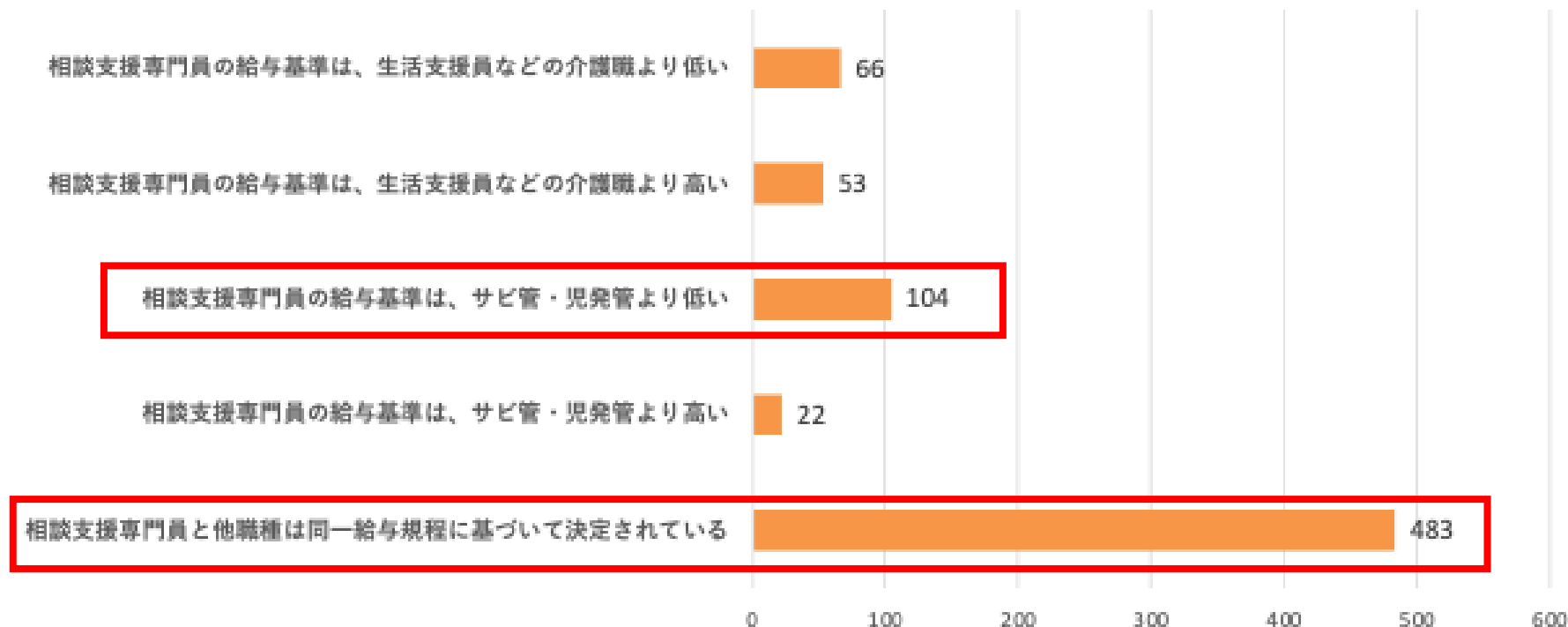
(2) 主な自由記述の傾向

小規模自治体からは「人員の確保が難しく要件に対応しづらい」といった意見が多くみられた。



給与規程における相談支援専門員の扱い（複数回答）（n=628）

最も多かったのは「相談支援専門員と他職種は同一給与規程に基づいて決定されている」483件であった。次いで「相談支援専門員の給与基準は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者より低い」104件、「生活支援員などの介護職より低い」66件、「生活支援員などの介護職より高い」53件、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者より高い」22件と続いた。



出典 | 日本相談支援専門員協会 政策委員会
「報酬改定後の実態調査（効果と課題の把握）報告書」（令和7年10月）

現在の事業所体制において、特に課題を感じている点。（複数回答）（n=717）

